

現場代理人及び主任技術者等の資格要件等について

平成23年9月20日

東総広域水道企業団発注の建設工事においては、下記のとおり取り扱っていますので、現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を選任する際はご注意ください。

1 現場代理人について

(1) 入札日（一般競争入札においては、入札の申込のあった日とします。以下同じ。）において、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。

ア 現場代理人は、請負者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、請負者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。

(2) 現場代理人には工事現場の常駐を求めており、他の工事との兼務はできません。

ア ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

(3) 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合（以下の条件のいずれかを満足する場合に限る。）には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。ただし、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の、現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工

を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからエに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 主任技術者等について

- (1) 入札日において、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (2) 専任の主任技術者等を配置するときは、営業所の専任技術者でないこと。

3 主任技術者の複数工事兼任について

- (1) 一人の技術者が主任技術者を兼任するときは、工事現場が2か所以内で、請負金額（税込）の合計が2,500万円未満であること。

ア 主任技術者の複数工事の兼任は、箇所数あるいは工事規模が過大になると工事の品質を低下させる恐れがあるため、上限を定めることとしました。

- (2) (1)の規定に関わらず、営業所の専任技術者は、複数工事の主任技術者を兼任できません。

ア 営業所の専任技術者は、原則として工事現場に配置される主任技術者とはなれませんが、営業所と現場が近接している場合は例外として、専任を要しない主任技術者になれることが認められた（平成十五年四月二十一日付、国総建第十八号）ものであるため、複数工事を兼任することはできません。

4 入札参加資格審査申請時の提出書類について

- (1) 現場代理人及び主任技術者等との3か月以上の雇用関係を証明できる書類を提出してください。
- (2) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表及び裏面）の写し（交付年月日が平成16年3月1日以降の場合は、講習修了証明書の写し共）を提出してください。
- (3) 専任の主任技術者等を配置するときは、専任技術者証明書（建設業法施行規則第3条様式第8号）の写しを提出してください。

ア 専任配置しようとする主任技術者が営業所専任の技術者ではないことを確認するために、専任技術者証明書の提出をお願いします。

- (4) 既に他の工事現場に配置されている主任技術者が、当該工事の主任技術者を兼任するときは、専任技術者証明書（建設業法施行規則第3条様式第8号）の写し

を提出してください。

ア 兼任配置しようとする主任技術者が営業所専任の主任技術者ではないことを確認するために、専任技術者証明書の提出をお願いします。

5 その他

(1) 入札参加資格審査申請書に記載した現場代理人及び主任技術者等（以下「技術者等」という。）は、原則として変更できません。ただし、死亡、傷病、退職等の真にやむを得ないと認められる事情があり、代替りの者を配置できる場合は、医師の診断書等の書面を提出することにより変更を認めることとしますが、技術者等を配置できない理由が真にやむを得ないと認められない場合や、代替りの技術者等を配置できない場合は、契約の締結見送り又は解除をすることとなります。

技術者等を配置できない理由が真にやむを得ないと認められない場合に行う契約の締結見送り又は解除により、工事竣工遅延が発生し、住民サービスに支障をきたす恐れがあるときは、代替りの技術者を配置できる場合に限り契約を締結又は継続しますが、東総広域水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要領（別表第1、第1号の「虚偽記載」）により指名停止の措置を講じるものとします。

なお、変更の手続により工事現場への配置を解かれた技術者等は、当該工事の竣工まで他の工事の技術者等となることはできません。

(2) 入札参加資格審査申請書に記載した技術者等は、原則として変更できないこととしているのは、次のような理由によります。

ア 東総広域水道企業団で行っている一般競争入札では、入札あるいは落札決定前に技術者等の氏名を資格審査申請書に記載し、確認を受けることとなっています。

イ アの意味は、事前に担当技術者等を予定することができる者のみが入札参加資格を得られ、常時雇用する技術者数に応じて、入札参加の機会取得がなされることが、一般競争入札における公平性の確保につながるためです。

ウ 配置技術者等の安易な途中交代を認めることは、工事期間中に限定されるような短期雇用を助長する要因になる恐れがあるためです。

問合せ先：東総広域水道企業団

総務課 庶務係

TEL 0478(86)3821